

国の機関における災害用備蓄食品の有効活用に関する情報収集結果（別冊）  
-不用となった災害用備蓄食品のフードバンク団体等への提供の拡大のために-

令和 8 年 2 月 26 日  
総務省九州管区行政評価局

## 目 次

1 国の災害用備蓄食品の有効活用について（令和 3 年 4 月 21 日関係府省庁申合せ）	1 頁
2 課題と対応例	
課題 1. 必ずしも毎年定期的に入替えがある訳ではないため、事務手続きが分からない	4 頁
課題 2. 飲料水や少量の食品に需要があるかどうか分からない	6 頁
課題 3. 小規模体制の官署における対応	7 頁
課題 4. 募集をかけても食品の引取り手が見つからない	9 頁
課題 5. 賞味期限までの期間が長い食品を提供することが難しい	10 頁

## 1 国の災害用備蓄食品の有効活用について（令和3年4月21日関係府省庁申合せ）

国の災害用備蓄食品については、食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から有効に活用するため、以下の通り申し合わせることにする。

1. 災害用備蓄食品については、今後とも、その取得目的等を踏まえ、合理的な時期に適切に入替えを行う。入替えにより、供用の必要がないものとして、不用決定を行った災害用備蓄食品については、必要な場合を除き、原則フードバンク団体等<sup>\*</sup>への提供に取り組むこととし、その取扱いは以下の通りとする。

※ フードバンク団体等には、フードバンク団体<sup>\*1</sup>のほか、子ども食堂など、生活困窮者等に対し食料・食事の提供を行う団体を含む。

(1) これまでの各省庁等における売払手続の実績を勘案し、賞味期限までの期間が概ね2か月<sup>\*2</sup>以内の食品については、売り払うことができないものとして、提供の対象とする。

(2) 賞味期限までの期間が概ね2か月超の食品については、適正な予定価格を設定し、オープンカウンター方式等により売払手続を行い、売り払うことができなかったものを提供の対象とする。

(3) 賞味期限が近づいている場合や、賞味期限を過ぎたものを提供しようとする場合には、例えば、安心して食べきる目安となる期限の情報提供<sup>\*3</sup>を行うなど、円滑な提供に向けて配慮する。

2. 災害用備蓄食品の提供に関する情報については、各府省庁においてwebサイトに掲載<sup>\*4</sup>のうえ、農林水産省においてポータルサイトを設け、各府省庁の情報を取りまとめて公表を行う。

3. まずは中央府省庁（外局を含み、東京都に所在する官署に限る。）で実施することとし、これら以外の地方支分部局、施設等機関等の官署についても可能なところから対応するなど、順次取組を拡大する。

なお、以上の申合せ事項については、各府省庁の取組状況等を踏まえ、今後も必要に応じ見直しを行うものとする。

(別紙)

#### 申合せ参加府省庁

内閣官房、内閣法制局、復興庁、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

なお、会計検査院及び人事院に対しては、参考までに送付することとする。

また、本申合せに係る物品管理法の適用関係については、財務省主計局法規課と協議済である。

#### \*1 フードバンク団体について

提供するフードバンク団体等については、農林水産省が同省 web サイト (URL 下記) において、「各フードバンク活動団体の紹介」として 307 団体 (令和 7 年 11 月 13 日時点) を示している。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/index.html>

#### \*2 令和元年～令和 2 年の売払い不成立事例の実績

賞味期限までの残存期間の単純平均	2.6 か月
売払いに供した数量を考慮した加重平均	2.1 か月

#### \*3 賞味期限を過ぎた災害用備蓄食品の取扱い (消費者庁の事例) (次ページ)

#### \*4 各府省庁の web サイトに掲載する情報

##### 1. 提供可能となる食品に関する情報

提供予定食料に関する情報 (商品目、内容量、1 個当たりの重量、賞味期限、販売者・製造者、1 箱当たりの大きさ (縦×横×高さ)、1 箱当たりの個数、1 箱当たりの重量、提供可能個数、提供可能箱数、商品の写真)、引渡時期、引渡方法、引渡場所 (地図)、申込期限、申込方法、問い合わせ先、配分方法のルール、合意事項

##### 2. 提供実績に関する情報

提供時期、品目、数量 (概数)、提供先

\* 3 賞味期限を過ぎた災害用備蓄食品の取扱い（消費者庁の事例）

### 賞味期限を過ぎた災害用備蓄食品の取扱い

賞味期限を過ぎた災害用備蓄食品をフードバンク団体等へ提供するに当たり、フードバンク団体等が当該食品を安心、かつ円滑に消費できるよう、消費者庁が「いつ頃までに食べ切るべきか」といった消費の目安となる期限を示しつつ提供

- ◆ 期限の設定にあたっては、メーカー等と相談の上、品質状態を確認するための細菌検査及び官能検査（外観、色味、異臭の確認）を実施。
- ◆ 長期保存食品について、一律の期限を業界等から提案してもらうよう働きかけたが、現時点では対応困難とすることを踏まえた措置。
- ◆ 今回、消費者庁においては消費の目安となる期限について、専門家の助言を踏まえ、商品特性などの技術的観点から賞味期限から3か月後と設定。

非常用・備蓄用 長期保存パック ご飯（越後製菓（株）製）

・賞味期限：2021年1月

・数量：816食（24食入り※×34箱）

※「加熱材・加熱袋」及び「味付海苔（4枚/1パック）」付属



当該パックご飯のほか、α化米ごはん、ビスケット、水を令和3年3月30日に提供

注）当局において一部加筆

## 2 課題と対応例

### 課題1. 必ずしも毎年定期的に入替えがある訳ではないため、事務手順が分からない

今回情報収集した国の行政機関では、「国の災害用備蓄食品の有効活用について」（令和3年4月21日関係府省庁申合せ。以下「申合せ」という。）や提供に係る事務手順を承知しておらず、どのように事務を進めたらよいか分からないといったところがみられた。また、既に提供実績がある行政機関においても、申合せ以外に本省から具体的な手順等についての周知がなく、担当職員自ら農林水産省に照会し、提供を開始したといったところもあった。

一方、フードバンク団体からは、行政機関の担当者が異動により数年ごとに交代することや長期間の保存が可能である災害用備蓄食品の場合、食品の入替えがない年もあるため、行政機関の担当者が事務手順を十分に承知していないこともあって、食品の引取りの際に戸惑うこともあるので、提供に係る事務手順を後任の担当者に引き継いでほしいとの意見が出された。

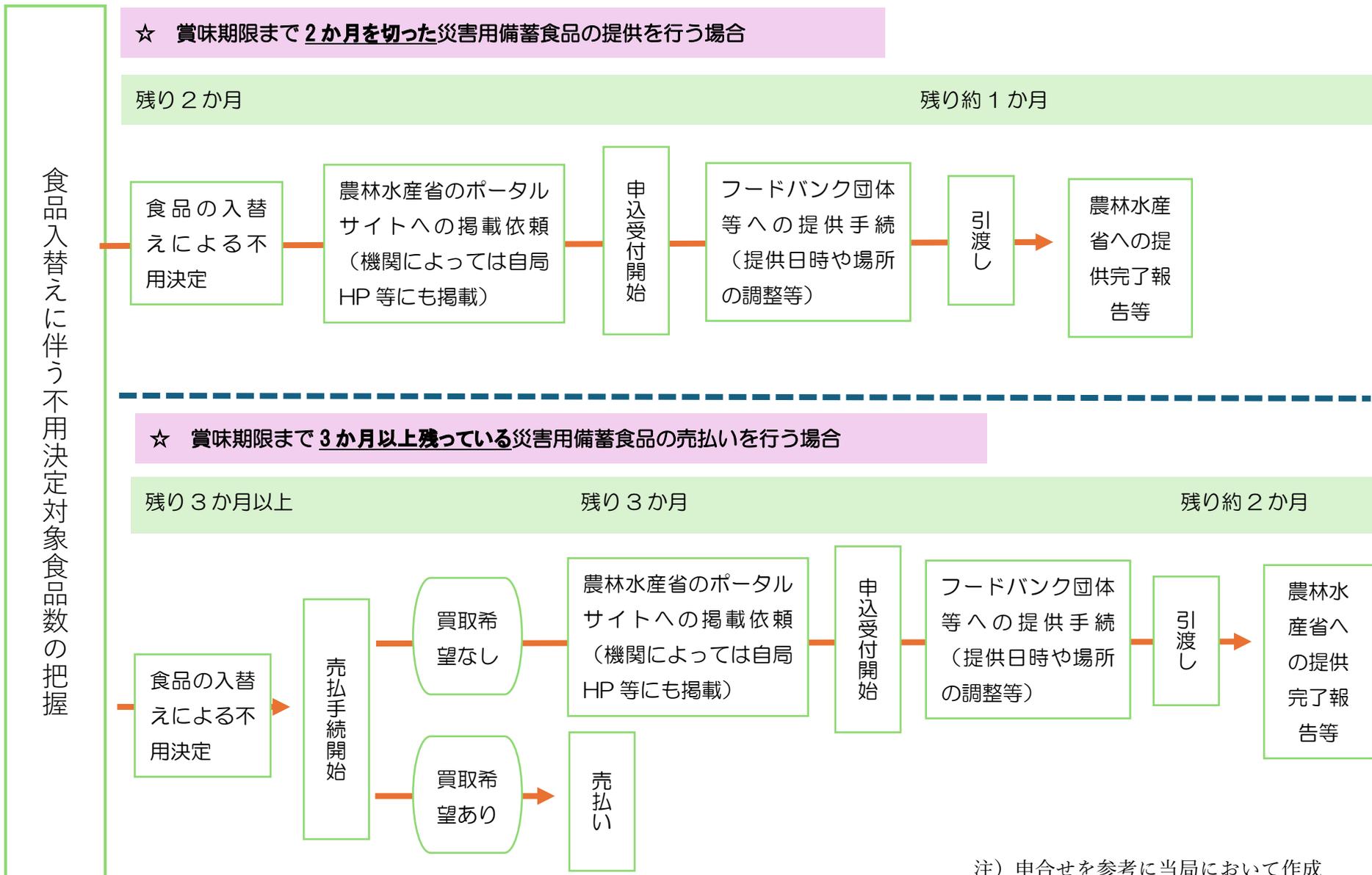
#### 国の行政機関の対応例

- ◆ 職員が異動等により交代した場合でも災害用備蓄食品が円滑に提供できるよう提供マニュアルを作成し、担当職員間で引き継いでいる（公正取引委員会事務総局九州事務所、九州経済産業局、九州農政局）。
- ◆ 本省から示された事務手順のフローチャートを使用している（福岡法務局）。

※今回、当局において、申合せを踏まえ、「（参考例）災害用備蓄食品提供の流れ」（5頁）を作成

# (参考例) 災害用備蓄食品提供の流れ

緑帯：残り賞味期限による実施時期の目安



## 課題2. 飲料水や少量の食品に需要があるかどうか分からない

今回情報収集した国の行政機関の中には、飲料水を提供する予定であるが、需要があるかどうか不明であるとしているところや、小規模体制の官署では、常時勤務している2名分の備蓄食品（カンパン4缶、レトルト食品4袋など「個」単位で保管）しか保管していないので、少量でもあり希望者がいないのではないかと考え、提供を見合わせているところがある。

しかし、フードバンク団体の中には、調理や飲料用として活用できるので飲料水も需要がある、生活に困窮しているひとり親家庭などでは少量であっても支援につながるので提供してほしいといった意見が出された。

### 国の行政機関の対応例

- ◆ 食品だけでなく、飲料水も提供している（九州農政局）。
- ◆ 小規模官署で保管している少量の食品（カンパン 12 缶）を提供している（九州管区行政評価局）。

### 課題3. 小規模体制の官署における対応

災害用備蓄食品を提供するに当たっては、不用決定や農林水産省のポータルサイトへの掲載等、必要な手続きが発生するため、今回情報収集した国の行政機関の中には、小規模体制（常駐職員 10 人以下）の官署の事務負担が大きいとして、当該官署で保管している食品の提供を躊躇しているところが見られた。一方、基本的にボランティアで運営し、予算的にも厳しいフードバンク団体では、これらの官署を指導監督する広域的な機関（以下「ブロック機関」という。）の食品を提供してもらうことについて、ブロック機関は遠方にあることが多く、食品を配送する費用等、諸々の負担が増えることや、他のフードバンク団体等の活動に対する配慮もあって他県へ活動範囲を広げることに難色を示す意見が出された。

#### 国の行政機関の対応例

- ◆ ブロック機関において提供に必要な事務手続きの一部を行い、事務負担を軽減することでブロック機関のみならず、各県に所在する官署の災害用備蓄食品の提供を実施している（九州管区行政評価局、九州財務局、九州農政局、九州地方整備局）。
  - ・ブロック機関において不用決定及び農林水産省のポータルサイトに掲載（九州農政局、九州地方整備局）
  - ・ブロック機関において農林水産省のポータルサイトに掲載（九州管区行政評価局、九州財務局）
- ◆ 賞味期限の残存期間が短い災害用備蓄食品について、食品の入替時期に合わせてブロック機関に集約し、備蓄食品の提供事務をブロック機関に一元化することで事務負担を軽減している（九州防衛局）。

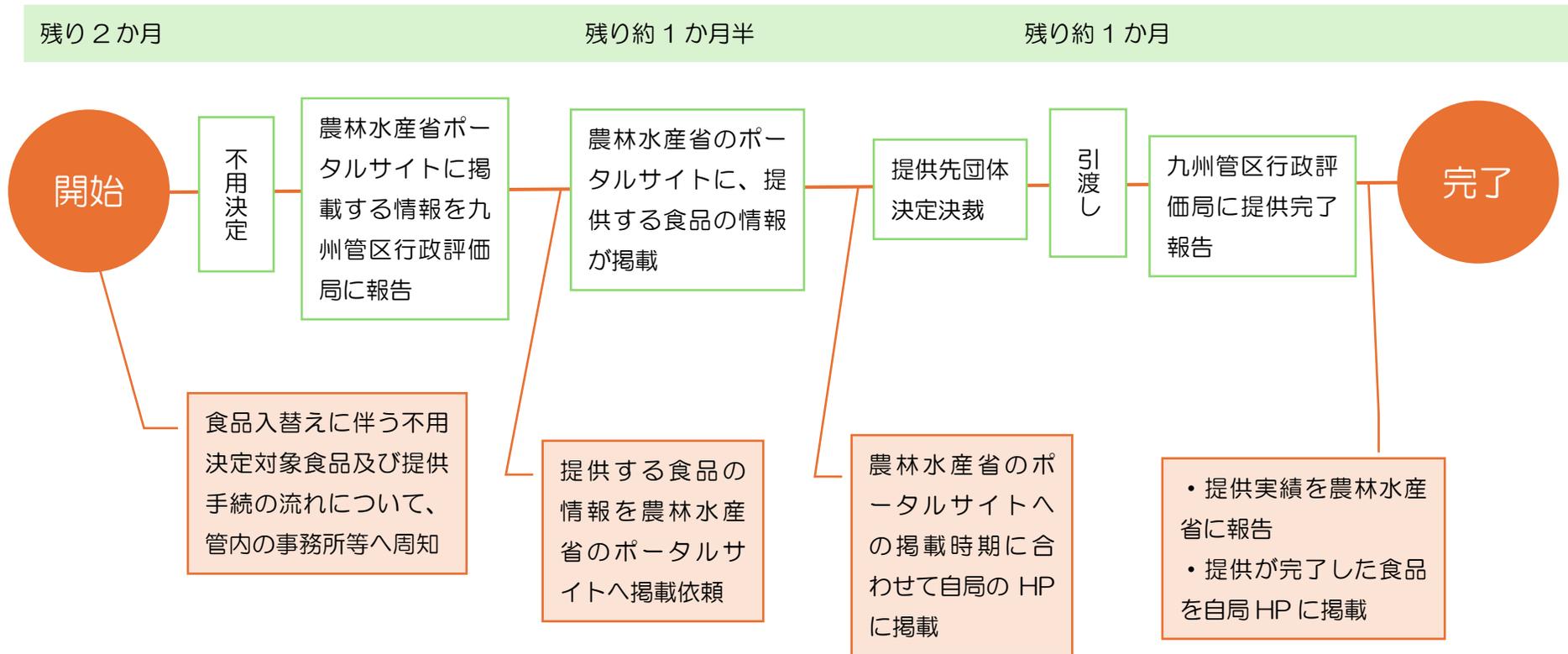
# (参考例) 事務所等の災害用備蓄食品をブロック 機関が関与して提供する場合の流れ

※九州管区行政評価局管内の事務所等が提供する場合における手続の流れを整理したもの

緑帯：残り賞味期限による実施時期の目安

緑枠：九州管区行政評価局管内の事務所等で  
実施する事項

橙枠：九州管区行政評価局で実施する事項



※ これまでは、事務所等が提供する食品の情報は、各事務所等のHPに掲載していたが、次回提供分から事務所等分も九州管区行政評価局のHPにまとめて掲載予定

## 課題4. 募集をかけても食品の引取り手が見つからない

今回情報収集した国の行政機関の中には、提供する災害用備蓄食品の情報を農林水産省のポータルサイトに掲載し、引取りの希望者を募集したものの、掲載期限までに希望者がなかったため、自局の防災訓練の一環として職員に配布したり、廃棄したりしたものがみられた。一方、情報収集したフードバンク団体からは、「農林水産省のポータルサイトを確認すると、提供開始からしばらく経過しても引取り手が見つからない食品が見受けられる。フードバンク団体等が同ポータルサイトを十分に確認していないことが要因とも考えられるので、そのような場合には、近隣のフードバンク団体等に声掛けしてもらえると助かる。」との意見が出された。

### 国の行政機関の対応例

行政機関の中には、農林水産省のポータルサイトや自局の web サイトにおいて募集後、一定期間が経過しても引取りの希望者が現れなかった場合、災害用備蓄食品の有効活用を推進すべく、以下のような取組を実施している行政機関がある。いずれの行政機関においても、取組の結果、提供に結びついており、食品の有効活用に繋がっている。

- ◆ 農林水産省のポータルサイトにおける掲載期間に引取り手が見つからなかった食品（この時点では賞味期限が概ね残り2か月）について、農林水産省の web サイトの「フードバンク活動団体一覧」に掲載されている九州管内のフードバンク団体に対し、備蓄食品の引取り手を募集する旨のメールを一斉送信して周知している。また、必要に応じて、近隣のフードバンク団体に対し、引取りが可能か電話で個別に確認の連絡を行っている（九州地方整備局）。
- ◆ 募集締切日を経過した後も引取り手が見つからない場合、提供予定の局又は官署が位置している県内のフードバンク団体に対し、申込期限を延長した旨をメールで周知の上、必要に応じて電話で声掛けを行って引取り手を探すことに努めているほか、県内で見つからない場合には、隣接県の団体等にも声掛けを行うなどしている（九州農政局）。
- ◆ 農林水産省のポータルサイトに掲載する情報を法務本省に提出<sup>※</sup>してから20日程度経過した時点でフードバンク団体等からの申込みがない食品については、近隣のフードバンク団体等に電話で引取りの意思確認を行っている（長崎少年鑑別所）。
- ◆ 農林水産省のポータルサイトに掲載後、フードバンク団体等からの申込みがなく、賞味期限まで1か月を残している時点で近隣のフードバンク団体等に電話で引取りの意思確認を行っている（九州管区行政評価局）。

※ 地方法務局等分を含む農林水産省のポータルサイトへの掲載手続を法務本省がまとめて実施している。

## 課題5. 賞味期限までの期間が長い食品を提供することが難しい

今回情報収集した国の行政機関の中には、申合せにおいて「賞味期限までの期間が概ね2か月以内の食品については、売り払うことができないものとして、提供の対象とする」との記載を踏まえ、賞味期限が2か月以内になってから提供手続きに着手する機関がみられるが、フードバンク団体からは、受取後の作業期間も踏まえ、賞味期限が2か月以上残っている食品を提供して欲しいとの意見が出された。

### 国の行政機関の対応例

今回情報収集した国の行政機関の中には、賞味期限まで3か月以上残っている食品を売払手続きに掛け、落札されなかった食品を提供することにより、フードバンク団体への提供時点で賞味期限を2か月以上残している行政機関がある。

- ◆ フードバンク団体への提供時点で賞味期限を約2か月残存させるため、まずは賞味期限まで約3か月残存している食品の売払手続きを行い、売払いできなかった食品について無償でフードバンク団体に提供することにしている。具体的には、賞味期限まで約3か月となった食品について、売払手続きに着手し<sup>※1</sup>、売払公告の実施とほぼ同じ時期に、将来の無償提供に備え、フードバンク団体に対して当該食品の情報を提供し、これらの引取り希望の有無を確認している。その後、売払手続きの見積書提出期限（公告から約3週間後）までに見積書の提出がなく、売払いできなかった食品について、提供を希望する団体への提供手続きに着手している（九州農政局）。
- ◆ 年一回の災害用備蓄食品の入替えに合わせて、管内事務所の賞味期限が到来する予定の備蓄食品等の数を取りまとめ、提供時点で賞味期限を約2か月残存させるよう手続きを行っている。具体的には、賞味期限までの残存期間が約3か月以上ある食品<sup>※2</sup>について売払公告に着手し、賞味期限まで2か月以上残存している時点でフードバンク団体等に提供するようにしている（九州地方整備局）。

※1 九州農政局は、物品管理法（昭和31年法律第113号）上、備蓄している災害用備蓄食品について、新規の食品が納入された時点で備蓄という目的を終え不用決定・売払いが可能になると整理しているが、この手続を実施した場合、食品の購入から納品までは1か月以上を要し、フードバンク団体に提供できる時点で食品の賞味期限までの期間が短くなってしまうので、提供時点で賞味期限までの期間を長くするために、新規の購入契約締結から納品までの間に先んじて売払手続を実施している。

※2 売払公告前に賞味期限までの残存期間が3か月未満となる食品については、前年度の手続において対応することになっている。